

質屋営業法の改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行に伴い、認定証、標識等の書面の掲示等を義務付けている規制の見直しが行われ、質屋営業法及び同法施行規則が改正されました(令和6年4月1日施行)。

この改正に伴い、質屋は許可を受けたことを示す標識を営業所に掲示するとともに、同標識をウェブサイト上に掲示する必要があります。

概要は以下のとおりですので、質屋営業事業者の方は、本紙を御確認の上、取扱いに誤りのないようにしてください。

概要

1 ウェブサイト上の掲示について

令和6年4月1日以降

これまで

許可を受けたことを証する表示(表示札)を営業所に掲示しなければならない。

事業者は、許可を受けたことを示す標識を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業者のウェブサイト上に標識を掲示しなければならない(除外規定あり)。

ウェブサイトは、当該事業者が他の事業者に委託して運用しているウェブサイトも含み、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に標識を明瞭に掲示する必要があります。

除外規定

事業の規模が著しく小さい場合等(以下①、②のいずれかに該当する場合)は、ウェブサイト上における掲示義務は免除されます。

- ①常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ②当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

2 標識について

「表示札」の名称は「標識」に変更されましたが、様式については従前のおりで、改正前の規定により表示札を掲示している質屋においては、令和6年4月1日以降も標識の掲示義務を履行していることとなります。

3 その他

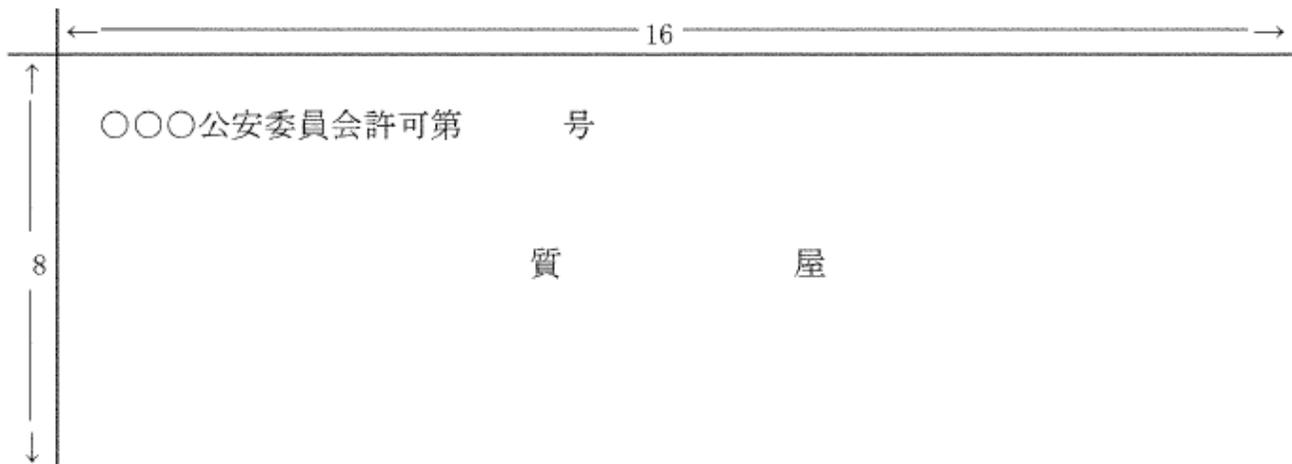
質屋営業法第12条の規定に基づく相手方の確認の際に提示を求める確認書面にマイナンバーカードが追加されました。

法改正後の新しい申請様式は、島根県警察ホームページ「<https://www.pref.shimane.lg.jp/police/>」の「申請・手続」コーナーに掲載しています。

お問合せ先

島根県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業保安係(0852-26-0110)内線3032
又は 最寄りの警察署 生活安全(刑事)課(生活安全(刑事)係)

第2号 (標識)



- 備考
- 1 材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。
 - 2 塗色は、灰色地に白文字とする。
 - 3 番号は、許可証の番号とする。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

質屋営業法（昭和25年法律第158号）抜粋

（標識の掲示等）

第10条（略）

質屋は、法第2条第1項の許可を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

質屋営業法施行規則（昭和25年内閣府令第25号）抜粋

（標識の様式）

第15条 法第10条の内閣府令で定める様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（氏名等の閲覧）

第15条の2 法第10条の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
- 二 当該質屋が管理するウェブサイトをも有していない場合

2 法第10条の規定による公衆の閲覧は、当該質屋のウェブサイトへの掲載により行うものとする。